



健衛発 0524 第 1 号
社援総発 0524 第 1 号
平成 23 年 5 月 24 日

衛生主管部（局）長 殿
宮城県
災害救助法主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



厚生労働省社会・援護局総務課長



土葬された御遺体の改葬に伴う災害救助法の取扱いについて（通知）

今般の東日本大震災においては、御遺体の埋葬及び貴県の御遺体の埋葬事務の円滑な実施を図るため、「災害救助法における埋葬について」（平成 23 年 4 月 6 日健衛発 0406 第 1 号、社援総発 0406 第 1 号）を出したところであるが、その後、身元が判明する等により改葬を行う場合には、下記の対象経費について、災害救助法の国庫対象とすることとしたので、御了知の上、現地の実情を踏まえて適宜対処するとともに、管下市町村へ御周知願いたい。

なお、上記通知でも述べたとおり、御遺族等により行われる葬儀に係る式典費用は対象とならないのでご留意願いたい。

記

- （１）御遺体の掘り起こしに要する費用（機材借上料、賃金職員等雇上費）
- （２）御遺体の再度納棺等に要する費用（新しい棺（補強材等を含む）の購入費、賃金職員雇上費、洗浄等処置費用）
- （３）御遺体の火葬場までの搬送費
- （４）火葬料
- （５）骨壺、骨箱の購入費用
- （６）土葬に使用した土地の原状回復費（例：運動公園への回復に要する費用）